

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年8月20日第13回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・浦元隆一・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

梶原誠

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長) それでは、ただいまから、第13回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長) 本日は、2番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いをいたします。

(議長) 座ったまま議事を進行させて頂きます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番日高委員、9番鳥居委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。資料の1頁をお開き下さい。所有権移転、件数5件、筆数18筆、面積26,965㎡ 田8,119㎡ 畑18,846㎡。賃貸借権、件数1件、筆数1筆、面積817㎡ 田817㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。件数が多いため、座って説明させていただきます。議案第1号順位1について説明いたします。去る8月6日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-1、地目田、面積1,092㎡。同字、地番〇〇〇-1、地目田、面積262㎡。同字、地番〇〇〇-2、地目田、面積782㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地14、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇橋の手前を右に〇〇m行ったところの右の奥になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いをいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位2について説明いたします。去る8月6日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-2、地目田、面積515㎡。同字、地番〇〇〇-3、地目田、面積129㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇丁目41番6号〇〇〇〇203号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇橋手前を右に〇〇m行ったところの右の奥です。順位1の〇〇〇〇さんの田の隣となります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に

関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく
お願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の1番永浜
委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位3について説明いたします。

去る8月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での
現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番
〇〇〇、地目畑、面積 340 m²。同字、地番〇〇〇-乙、地目畑、面積 290
m²です。譲渡人、住所 西之表市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。
譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、
譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につ
いては、〇〇〇の〇〇〇〇の手前の三文字を左、〇〇〇方向に 800m
行き、右の〇〇〇〇さんの倉庫を上がった右側です。調査の結果、労
働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えており
ます。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思わ
れます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の 12 番中
崎委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番中崎です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る8月15日、譲受人、〇〇〇〇さん、この方は90才のため、今
回の件に該当するかどうかということで話をしておりました。息子さ
んが東京から来ており、息子さんと一緒に農業経営をしている状態
でしたが、まだ、住所を中種子町に移転できないとのことで、今回は〇
〇〇〇さんに所有権移転をするという話がございました。息子さんと
奥さんに、聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。
土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 1,791
m²。同字、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 4,772 m²。同字、地番〇〇〇
〇-1、地目畑、面積 2,140 m²。同字、地番〇〇〇〇-1、地目畑、
面積 4,893 m²です。譲渡人、住所 鹿児島県〇〇〇〇〇〇〇〇502
1番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇
〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張とな
っております。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇さんの家、手

前 100m を右に入って、〇〇 m 程行ったところの畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(1 番委員)1 番永浜です。息子さんがいるのであれば、息子さんが転入してからの手続きの方がいいのではないのでしょうか。

(12 番委員)相手方も登記を急いでいることもあり、そして、息子さんも転入の時期がはっきりしていないため、お父さんで申請することとなりました。

(議 長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の 13 番東委員の説明をお願いします。

(13 番委員)はい、13 番東です。議案第1号順位5について説明いたします。去る8月6日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目田、面積 1,769 m²。同字、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積 899 m²。同字、地番〇〇〇〇-6、地目田、面積 324 m²。同字、地番〇〇〇〇-2、地目田、面積 1,322 m²。同字、地番〇〇〇〇-3、地目田、面積 1,025 m²。同大字、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積 1,159 m²。同大字、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積 3,461 m²です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地 57、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇のバス停を右に上がって〇〇 m 行ったところの左側の田が字〇〇〇〇です。字〇〇〇〇については、字〇〇〇〇の道、反対側です。字〇〇については、国道58号を〇〇〇から 10m 程行ったところから農道を〇〇 m 上がったところの畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の 10 番石

堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位6について説明いたします。

去る8月11日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積817㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が経営縮小、借人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇〇を下って、広域農道を〇〇〇〇に向かい、〇〇〇〇に通じる道路を〇〇〇〇に入ってすぐ右手の田です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位6については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転5件、貸借権1件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地11。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇、字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番1、地目畑、地積487㎡。転用目的、一般住宅となっております。申請理由、申請人は現在借家住まいをしております。申請地を求め、自己の住宅を建築したいというものです。金融機関の融資証明書も添付されております。実現性はありと考えられます。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地内の第1種農地（集落接続施設）に該当と考えます。周囲に被害が及ばないよう留意する旨の被害防除計画も提出されております。棟数・面積等は、居宅・倉庫として142㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第2号、農地法第5条申請の順位1の現

地調査について説明いたします。この案件につきましては、先般8月10日午前9時30分より、濱脇会長、浦元委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんと、申請人の義父である〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所については、広域農道から〇〇〇〇へ約1kmの場所に、〇〇〇〇さん宅があり、その道向かいの畑です。申請人は、現在、〇〇〇〇集落に借家住まいをしております。自己の住宅を求め、申請地に建築したいということです。周囲は譲渡人の農地及び第三者所有の農地であります。周辺の農地へも被害が及ばないように、被害防除計画、排水計画も添付されております。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」の順位1については、許可することに決定しました。

次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の6頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数1件、筆数3筆、変更面積3,807㎡、契約年数6年の合意による解約でございます。なお、詳細につきましては、7頁、8頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の9頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について。平成30年8月31日を公告日とする利用権設定、賃貸借

権32件、筆数70筆、面積 201,501 m²の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、10頁から14頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから順位1～16について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位1～16については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、12番委員の退席をお願いします。

(12番委員の退席)

(議長)これから、順位17について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位17については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。

(12番委員の入室)

(議長)これから、順位18～32について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。順位18～32については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第13回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者